帰国者・入国者に関する関係自治体への情報提供について

現在、感染症危険情報レベル3(入国拒否対象地域)から入国・帰国する場合、 検査結果が判明するまでの間、空港内の待機スペースや検疫所長が指定した宿泊 施設において入国者・帰国者を留め置くとともに、検疫所長から関係自治体に対 して入国者等に関する情報提供を行っていただいている。

国は10月30日に韓国、シンガポール、タイ、台湾、中国(香港、マカオ含む)、 ブルネイ、ベトナム、オーストラリア、ニュージーランドの9か国・地域につい て、感染症危険情報レベル3からレベル2に引き下げた。また、レベル2の国等 からの入国する場合には、原則、入国時の検査が不要とされた(11月17日現 在で43の国等がレベル2)。

中部国際空港においては、11月1日以降、レベル2に引き下げられた国等の うち、台湾と韓国からの国際便が週1便程度到着しているが、入国時の検査が原 則行われておらず、入国者等に関する情報が関連自治体へ提供されていない。

今後、レベル2の国等からの到着便が増加し、海外からの帰国者・入国者が増加することから、万一の体調悪化の場合に備え、自治体が迅速・的確にフォローアップしていくため、入国者・帰国者に関する情報を、速やかに関係自治体に提供する仕組みを構築していただきたい。

2020年11月21日

愛知県知事 大村 秀章

岐阜県知事 古田 肇

三重県知事 鈴木 英敬